

事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）の実施について

このことについて、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、参加を希望する場合は、申請書等を作成の上、提出してください。

令和 8 年 6 月 10 日

西都市長 押川 修一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 西都中学校 新校舎建設事業 実施設計業務委託
- (2) 履行場所 西都市大字右松
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日まで
- (4) 業務概要 西都中学校施設整備事業基本計画に基づく、新校舎の建築・設備一式の実施設計、及び付帯する諸施設（部室・倉庫等）の基本・実施設計、既存施設の解体・外構整備に伴う設計業務
- (5) 予定価格 150,385,400 円（消費税及び地方消費税 10%含む。）
（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格 136,714,000 円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日以前 3 か月以内に、手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不

可能になった者でないこと又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(5) 本件の公告日から入札執行日までの間に西都市建設工事等入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成27年西都市告示第114号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 本件の公告日から入札執行日までの間に宮崎県の指名停止を受けていない者であること。

(7) 西都市暴力団排除条例（平成23年西都市条例第18号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者がいない団体であること。

(8) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合、その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 電子入札コアシステムによる電子入札システムが利用可能であること。

3 本件における必要な資格

- (1) 市税（西都市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに都道府県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 九州管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (3) 平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、国、地方公共団体又は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に基づき設立される公益法人が発注する延床面積 1,000 ㎡以上の建築物（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二に掲げる物流施設、生産施設、共同住宅、戸建住宅を除く。）の新築又は改築に係る実施設計業務を受注し、業務を完了した実績を有する者であること（共同企業体としての実績は、代表構成員としてのものに限る。）。
- (4) 平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、防衛省の補助事業による建築物（住宅を除く。）の新築、改築又は改修に係る設計業務を受注し、業務を完了した実績を有する者であること（共同企業体としての実績は、代表構成員としてのものに限る。）。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす管理技術者を 1 名配置すること。なお、配置した管理技術者の変更は原則として認めない。
- ア 建築士法に基づく一級建築士（以下「一級建築士」という。）の免許を有していること。
- イ 平成 28 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、国、地方公共団体又は私立学校法に基づき設立される公益法人が発注する延床面積 1,000 ㎡以上の建築物（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二に掲げる物流施設、生産施設、共同住宅、戸建住宅を除く。）の新築又は改築に係る実施設計業務に携わった実績を有していること。
- ※ 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (7) 一級建築士の免許を有している照査技術者を 1 名配置すること。
- ※ 「照査技術者」とは、成果物の内容の技術上の照査を行う者で、管理技術者と兼ねることとはできない。
- (8) 配置予定技術者については、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係を有していること。

4 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の交付

本件に係る設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の交付は、以下により入札情報サービスよりダウンロードできるものとする。

- (1) 閲覧及び交付場所 入札情報サービス (<https://www.e-nyusatsu-joho.pref.miyazaki.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)
- (2) 閲覧及び交付期間 令和8年6月10日 9時00分から
令和8年7月30日 17時00分まで
- (3) その他

設計図書等に関して質疑を行うときは、設計図書等に関する質問書（別記様式第1号）を電子メール又は持参にて提出しなければならない。

- ① 受付場所 西都市財政課 西都市聖陵町二丁目1番地
電子メールアドレス：kanzai@city.saito.lg.jp
- ② 受付期間 令和8年6月10日から令和8年7月10日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く。）
- ③ 回答方法 質疑に関する回答は、随時入札情報サービスに掲載する。
個別の回答は行わない。また、質問に対する回答は、設計図書等の追加又は修正とみなす。
最終回答は、令和8年7月21日17時までに行う。

5 入札参加申込書等の提出

- (1) 提出場所 西都市財政課 西都市聖陵町二丁目1番地
- (2) 提出期間 令和8年6月10日から令和8年7月3日まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は持参に限る。
※郵送する場合は、簡易書留又は一般書留で送付すること。
※持参する場合は、上記期間中の9時から17時まで（公告日は13時からとし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の12時から13時までを除く。）受け付ける。
- (4) 提出書類 以下のとおり
 - ① 事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）参加申込書（別記様式第2号）
 - ② 役員一覧表（別記様式第3号）
 - ③ 委任状（入札参加申込用）（別記様式第4号）※①については、本店名、本店代表者名を記載し本店の代表者印を押印すること。
※入札に支店等が参加する場合、③を提出すること。受任者名は支店等の代表者とする。

- ② (西都市に対して納税義務のあるものについては) 市税完納証明書の写し
- ③ 入札参加者所在の都道府県税納税証明書(全項目に未納がないことの証明)の写し
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3又はその3の2)の写し
- ⑤ 業務実績調書(別記様式第6号)
- ⑥ 配置予定技術者等の資格・業務実績調書(別記様式第7号)
- ⑦ 建築士事務所登録証の写し

※1 ②～④の証明書については発行日が入札日より3か月以内のものに限る。

※2 ⑤の業務実績調書は業務毎に作成すること。

※3 ⑤、⑥の調書は、可能な限り業務実績情報システム(TECRIS)に登録した内容を記載すること。TECRISに登録されていない業務を記載する場合は、証明となる資料を添付すること。(ただし、西都市発注業務の場合は、不要)

※4 ⑥の要件確認書類として、標準報酬月額通知書(最新)の写しのほか、必要に応じて他に指示する資料を添付すること。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下の価格をもって入札した者のうち、最低価格を入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の確認(以下「資格確認」という。)の結果、入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札者とする。
- (2) 入札金額が同額で、落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い、落札候補者を決定する。
- (3) (1)の資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、落札候補者の次に最低価格を入札した者(以下「次順位者」という。)の資格確認を行い、落札者を決定する。
- (4) (3)の資格確認は、落札者を決定するまで繰り返す。

13 入札の無効に関する事項

西都市財務規則(昭和39年西都市規則第7号。以下「規則」という。)第123条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 2以上の入札者の代理人となった者のした入札

14 契約の締結

- (1) 落札者は、市が指定する日までに契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示した

ときは、この限りではない。

- (2) 落札者が上記(1)の期日までに契約を締結しない場合は、落札者の決定を取り消す。
- (3) 上記(2)により落札者の決定を取り消した場合は、次順位者と随意契約交渉を行う。
- (4) 本契約に関する必要な費用は落札者の負担とする。
- (5) 契約締結日以降、入札結果を入札情報サービスに掲載するとともに、西都市財政課で公表する。

15 特記事項

- (1) 新校舎新築及び旧南校舎解体に係る実施設計部分は、本案件の業務完了に先だって引渡しを受けるべき部分成果物として指定するものとし、令和9年3月1日までに引渡しを行うこと。
- (2) 前項の場合において、部分成果物の引渡しを受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行うものとする。
- (3) 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払うものとする。

16 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、規則等の定めるところによる。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札参加に係る全費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 契約に関する事務を担当する部局

西都市財政課

住所 〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地

電話 0983-43-0377